

市第84号議案 横浜人形の家条例の一部改正について

1 条例の一部改正を行う理由

(1) 平成30年度定期監査での指摘

「横浜人形の家駐車場について、特定の者に対し、一般に周知していない利用料金で施設を利用させているものがあった。」

(2) 補足説明

条例には駐車場の1時間単位の利用料金が記載されています。また、指定管理者が条例に基づき市の承認を得た駐車場の利用料金には、1月や1泊単位の利用料金の定めがありましたが、横浜人形の家ホームページ等では、公表されていませんでした。

(3) 対応

定期監査での指摘を踏まえ、条例を一部改正し、1月や1日単位の利用料金を明記するとともに、ホームページ等で公表します。

2 条例に定める料金設定

1日・1月単位の駐車場利用料金の上限は、周辺の相場を踏まえて設定します。

区分	単位	利用料金	(参考) 山下町相場
大型車	1台、1日につき	6,300円	6,252円
	1台、1月につき	103,000円	102,996円
その他のもの	1台、1日につき	2,200円	2,179円
	1台、1月につき	36,000円	35,893円

(備考)

- 1日とは、午後2時から翌日の午前11時までをいう。
- 1月単位の利用において、利用期間が1箇月に満たないとき、又は、利用期間に1箇月未満の端数があるときは、利用料金は日割りをもちて計算する。この場合において、1箇月は30日とする。

3 施行日

令和2年1月1日

【参考】横浜人形の家 施設概要

1 沿革

- 昭和53年 9月 大野英子氏のコレクション（1,981点）が横浜市に寄贈される
- 昭和54年 3月 旧横浜人形の家設立一般公開（産業貿易センター9階にオープン）
- 昭和61年 2月 横浜人形の家 竣工
- 昭和61年 6月 横浜人形の家 開館
- 平成27年 2月 横浜人形の家条例公布
- 平成28年 4月 横浜人形の家条例施行、指定管理者制度開始

2 施設概要

所在地	横浜市中区山下町18番地
所有者	横浜市
土地面積	3,161.51㎡（実測） ※3,163.62㎡（公簿）
延床面積	4,442.00㎡（鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建）
各階構成	1階 カフェ、ミュージアムショップ 2階 エントランスホール、多目的室、常設展示室 3階 常設展示室、企画展示室 4階 あかいくつ劇場、収蔵庫 駐車場（バス19台、普通車40台分の併用レーン）
入館料	大人400円（小・中学生200円）※団体（20人以上）350円（150円）
開館時間	9:30～17:00（入館は16:30まで）
休館日	毎週月曜日（祝日の場合その翌日）、年末年始(12/29～1/1)
所蔵人形数	世界約141か国の人形10,160点（令和元年8月時点）
現指定管理者	丹青社・東急コミュニティー共同事業体 （平成28年4月1日～令和3年3月31日）
入館者数推移	平成28年度80,917人 29年度98,518人 30年度79,380人

3 横浜人形の家条例（抜粋）

（利用料金）

第10条 常設展示室において、展示されている人形等を観覧しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

（中略）

4 駐車を利用する者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

5 第1項の利用料金にあつては（中略）、前項の利用料金にあつては別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表第3（第10条第5項）

区分	単位	利用料金
大型車	1台、1時	2,000円
その他	間につき	500円